

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告を行った日

平成17年8月29日

道路維持課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成17年11月4日

長野県長野建設事務所長 有賀良夫

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

塩化カルシウム(粒状) 2,600トン(予定数量)

## 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県長野建設事務所

(2) 所在地 長野市大字南長野南県町686-1

## 3 落札者を決定した日

平成17年10月13日

## 4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 矢木コーポレーション株式会社

(2) 所在地 長野市中御所四丁目6番19号

## 5 落札金額

1トン当たりの単価 25,830円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告を行った日

平成17年8月29日

道路維持課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年11月4日

長野県公営企業管理者 古林弘充

## 1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成17年度給水装置調査業務委託

(2) 役務の特質

給水装置調査 68,200戸

(3) 履行期間

契約日から平成18年3月10日

(4) 履行場所

上田水道管理事務所及び川中島水道管理事務所管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に付する事項入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAの等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 現場代理人及び主任技術者に「給水装置工事主任技術者」の資格を有する者を配置できること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局事業課

電話 026(235)7381

## 4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年11月15日 午前10時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県庁 審問あっせん室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成17年11月14日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県企業局事業課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年11月11日(金)午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

事業課

## 公告

平成18年度長野県立盲学校及びろう学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒並びに養護学校高等部の生徒を次のとおり募集します。

平成17年11月4日

長野県教育委員会

## 1 募集人員及び志願資格

学 校 名	募 集 人 員			志 願 資 格
長野盲学校 長野市北尾張部321 電話 026-243-7789	幼稚部		若干名	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者又は視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能若しくは著しく困難な程度のもの (2) 高等部 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成18年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科理療科にあっては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成18年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するものとします。
	高等部	普通科 保健理療科 専攻科理療科	〃 〃 〃	
松本盲学校 松本市旭2-11-66 電話 0263-32-1815	幼稚部		〃	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの (2) 高等部 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成18年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科デザイン工学科にあっては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成18年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するものとします。
	高等部	普通科 保健理療科 専攻科理療科	〃 〃 〃	
長野ろう学校 長野市三輪1-4-9 電話 026-241-5320	幼稚部		〃	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの (2) 高等部 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成18年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科デザイン工学科にあっては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成18年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するものとします。
	高等部	産業工芸科 被服科	〃 〃	
松本ろう学校 松本市寿豊丘大野田820 電話 0263-58-3094	幼稚部		〃	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの (2) 高等部 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成18年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。 (1) 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者 (2) 知的発達の遅滞の程度が(1)に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
	高等部	産業工芸科 被服科 専攻科デザイン工学科	〃 〃 〃	
長野養護学校 長野市徳間宮東1360 電話 026-296-8393	高等部	普通科	〃	(1) 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者 (2) 知的発達の遅滞の程度が(1)に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
伊那養護学校 伊那市西箕輪8274 電話 0265-72-2895	〃	〃	〃	
松本養護学校 松本市今井1535 電話 0263-59-2234	〃	〃	〃	
上田養護学校 上田市岩下462-1 電話 0268-35-2580	〃	〃	〃	
飯田養護学校 下伊那郡喬木村1396-2 電話 0265-33-3711	〃	〃	〃	
安曇養護学校 北安曇郡池田町会染6113-2 電話 0261-62-4920	〃	〃	〃	
小諸養護学校 小諸市市字中原824-3 電話 0267-22-6300	〃	〃	〃	
飯山養護学校 飯山市野坂田字替田220-1 電話 0269-67-2580	〃	〃	〃	
諏訪養護学校 諏訪郡富士見町富士見11623-1 電話 0266-62-5600	〃	〃	〃	

木曾養護学校 木曾郡木曾福島町伊谷 1134-1 電話 0264-22-3553	〃	〃	〃	
花田養護学校 諏訪郡下諏訪町社字花田 6525-1 電話 0266-28-3033	〃	〃	〃	(1) 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成18年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの(信濃医療福祉センターに措置されている者に限ります。)。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者で、花田養護学校の中学部を卒業したもの(平成18年3月に卒業する見込みの者を含みます。)に限ります。 ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者 イ 肢体不自由の状態がアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの (2) 平成18年3月に花田養護学校の中学部を卒業する見込の者で、(1)のア又はイに該当するもの。
稲荷山養護学校 千曲市野高場1795 電話 026-272-2068	〃	〃	〃	中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成18年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあっては、(1)に該当し、かつ、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者 イ 肢体不自由の状態がアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの (2) 次のいずれかに該当する者(稲荷山養護学校の知的障害者及び肢体不自由者を教育する養護学校としての開校が平成19年4月に延期されたことに伴い、志願者又はその家族に過度の負担が強いられると認められる者に限ります。) ア 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者 イ 知的発達の遅滞の程度がアに掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
若槻養護学校 長野市上野2-372-2 電話 026-295-5060	〃	〃	〃	中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成18年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。
寿台養護学校 松本市寿豊丘811-88 電話 0263-86-0046	〃	〃	〃	(1) 慢性の呼吸器疾患、じん臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者 (2) 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度の者

2 志願及び選考の方法

学校名	志 願			選 考		
	受付期間	志 願 書 類	場 所	方 法	期 日	場 所
長野盲学校 松本盲学校	平成17年12月1日(木)から平成18年2月17日(金)まで	(1) 入学書類 (2) 志願する本人の調査書(志願先学校長の定めるものとします。) (3) 訪問教育にあっては、病気療養のため入院している者又は児童福祉施設に入所している者は主治医又は施設長の同意書 (4) 志願先学校長が必要と認める書類	志願先学校	志願書類 学力検査 面接 ただし、訪問教育については、志願書類に基づいて総合的に判断します。	学力検査 平成18年3月3日(金) 面接 学校長が別に定める日	志願先学校
長野ろう学校 松本ろう学校	平成18年2月1日(水)から同月27日(月)まで。ただし、専攻科デザイン工学科については、平成17年12月1日(木)から同月22日(木)までとします。				学力検査 平成18年3月9日(木)。 ただし、専攻科デザイン工学科については、平成18年1月27日(金)とします。 面接 学校長が別に定める日	
長野養護学校 伊那養護学校 松本養護学校 上田養護学校 飯田養護学校 安曇養護学校	平成17年12月1日(木)から同月22日(木)まで				学力検査 平成18年1月20日(金) 面接 学校長が別に定める日	

小諸養護学校 飯山養護学校 諏訪養護学校 木曾養護学校 花田養護学校 稲荷山養護学校					
若槻養護学校 寿台養護学校	平成18年2月13日(水) から同月27日(月)まで	上記(1)から(4)までに 掲げる書類及び若槻養護 学校にあっては独立行政 法人国立病院機構東長野 病院、寿台養護学校にあっ ては独立行政法人国立病 院機構中信松本病院の診 断書			学力検査 平成18年3月9日(木) 面接 学校長が別に定める日

## 3 入学許可

学校長が、志願者の保護者に平成18年3月20日(月)までに通知します。

## 4 その他

志願等についての問い合わせは、志願先の学校に行ってください。

自律教育課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年11月4日

長野県須坂商業高等学校長 宮内 龍夫

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
パーソナルコンピュータ21台及び付属機器 一式
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書のとおりです。
  - (3) 借入期間  
平成18年1月1日から平成18年3月31日まで
  - (4) 借入場所  
長野県須坂商業高等学校
  - (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂六角堂1150  
長野県須坂商業高等学校  
電話 026 (245) 0421

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成17年11月15日 午後1時  
イ 場所 長野県須坂商業高等学校 会議室
- (3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

- 5 その他  
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年11月4日

長野県稲荷山養護学校長 菲 澤 久 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量  
別表のとおり
- (2) 物品等の特質  
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限  
平成18年3月24日
- (4) 納入場所  
長野県稲荷山養護学校
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

千曲市大字野高場1795  
長野県稲荷山養護学校  
電話 026 (272) 2068

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成17年11月22日 午後2時  
イ 場所 長野県稲荷山養護学校 図書室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成17年11月21日 午後5時  
イ 場所 千曲市大字野高場1795（郵便番号 387-0022）  
長野県稲荷山養護学校
- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書その他入札説明書に定める書類を入札書の受領期限までに提出してください。この場合において必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明してください。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

(別表)

調達区分	調達する物品	数量
厨房物品	L型カート	1
	移動台 (間口750ミリメートル、奥行600ミリメートル、高さ800ミリメートル)	1
	移動台 (間口900ミリメートル、奥行600ミリメートル、高さ800ミリメートル)	2
	移動台 (間口900ミリメートル、奥行750ミリメートル、高さ800ミリメートル)	2
	スタッキングカート	9
	モービルシンク	4
	L型運搬車	1
	台秤	1
	フードカッター	1
	フードスライサー	1
	エレクターシェルフ	2
	フードプロセッサ (単機能タイプ)	1
	フードプロセッサ (多機能タイプのものでワークボールが強化プラスチック製のもの)	2
フードプロセッサ (多機能タイプのものでワークボールがステンレス製のもの)	1	
IHジャー炊飯器	1	

自律教育課